

富田林市認知症条例（仮称） 検討シート

条項	見出し	内容	◎ 内容の説明 備考 □ 重点事項、確認事項	
	条例名称		◎条例の「顔」と言えます。条例本体に定めた理念や制定目的と合致しているか、どの様な意図を込めてその言葉を用いるのか。 「やさしいまち（地域）づくり」 7自治体 「認知症（の人）とともに」 2自治体 「認知症施策推進条例」 2自治体	第1回ワーキング資料「○各自治体の制定状況」
	前文		□認知症のご本人をどう位置付けるか □認知症のご本人の権利や尊厳への言及について □認知症ご本人の「社会参加」や「役割」について。「支援する側とされる側」という関係から社会をつくる一員であること。	
第1条	目的	この条例は、 <u>認知症に関する施策（※1）</u> についての基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、関係機関の役割を明らかにし、 <u>認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても笑顔で暮らせる富田林市を実現（※2）</u> することを目的とする。	※1 条例名を位置づける ※2 どのようなまち（地域）にしたいか	（アンケート）認知症になっても安心して暮らせる地域とは「公的サービスや支援制度が充実」74.0%、「認知症の正しい知識が普及」54.5%、「認知症について気軽に相談できる地域」45.5%
第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） <u>認知症</u> 脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。 （2） <u>認知症の予防</u> 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。 （3） <u>市民</u> 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。 （4） <u>事業者</u> 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。 （5） <u>関係機関</u> 認知症の人の日常生活及び医療介護に携わる事業所、又その他の福祉に関わる組織・団体をいう。 （6） <u>認知症サポーター</u> <u>認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者</u> をいう。	◎条例で使用する用語の意味を明確にするために詳しく説明をします。 ◎条文中で説明している用語は、条例において特に重要な用語の位置づけとして整理します。 □他に定義付けが必要な言葉 □認知症サポーター 「養成講座を受講し、」を入れるか？ →名古屋市は定義している □関係機関に「教育施設」「学校」 →どこまで広げるか？主体を何にするかによって違う。 →本人の認知症に関わる機関、本人の生活や地域まで入れるか ◎サービス担当者会議やカンファレンスを開催するときに参加が想定される機関としています。	
第3条	基本理念	次に掲げる基本理念に基づき、認知症に関する施策を推進するものとする。 （1） <u>認知症になっても（認知症の人の）、意思が尊重され、希望と尊厳を保持し、自分らしく暮らせるまち</u> を目指すこと。 （2） <u>認知症に関する正しい知識及び理解に基づき認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこと。</u> （3） <u>認知症の人が自らの意思により、その能力を生かし社会参加をすることができる地域をつくること。</u>	□（1）「認知症になっても」「認知症の人の」 ◎基本理念の4本柱 ・権利や尊厳について ・知識の普及について ・地域づくり（理解・見守り）について ・認知症の人の社会参加について	（1回ワ）夫の社会性を維持するためにもおれんじパートナーの会に参加した。続行してほしい。 （1回ワ）地域と施設が地域住民として関りが出来ているのかが大切だと思う。 （1回ワ）仕事はしたいが一般企業では働けない。しかし出来ることもあると思う （アンケート）認知症になったら、「これまでどおり家族と過ごしたい」70.1%、「仕事や趣味を続けたい」53.2%、「友人や知人との付き合いを続けたい」42.9%

富田林市認知症条例（仮称） 検討シート

条項	見出し	内容	<div style="text-align: center;">備考</div> ◎ 内容の説明 □ 重点事項、確認事項	
第〇条	市の責務	市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、認知症に関する施策を総合的に実施するものとする。 2 前項の実施にあたり、 <u>認知症の人及びその家族の意見の把握並びに生活課題の調査及び分析</u> を行い、認知症の人やその家族の立場に立った施策の実施に努めるものとする。 3 市はその施策の実施状況と効果の検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。 4 市は、認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。	□市は、認知症の人を含めた協議体を設置し、施策を着実に推進するものとする。（御坊市） ◎形式的な会議の開催にとらわれず、自由に意見交換ができる会議を実施していくということで「会議」と明言はしていない。	（1回ワ）認知症のご本人やご家族の意見を聞きながら進めてこれなかった。 （1回ワ）情報はたくさんあるが、あるところに行かなければ手に入れる事が出来ない （1回ワ）認知症に関する情報が不足しており介護者が抱えている問題解決の糸口が見つからない （1回ワ）必要な時に思い出して活用してもらえるような情報発信が課題 （1回ワ）認知症の人の意見を聞かずして制度を進めないでください。 （1回ワ）何度も繰り返し周知しないと困った人には届かない
第〇条	市民の役割	市民は、認知症は誰もがなりうるものであることを認識し、正しい知識を持ち、認知症の人とともに地域での生活を営むことへの理解を深めるように努める。 2 市民は、日常生活において、 <u>自ら認知症の予防に努めるとともに、市、関係機関及び事業者が実施する認知症に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。</u> 3 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むように努めるものとする。	□自ら認知症の予防に努めるとともに→「予防」の条項との整合性	（1回ワ）認知症ということで相手から敬遠された （1回ワ）妻が認知症になり介護方法がわからなかった。介護サービスを試行錯誤した （1回ワ）認知症の人と関わりを持つときにどこまで関わってよいか躊躇する （1回ワ）「認知症」は支えてくれる人がおれば生活ができる。そのため、周囲の人の理解が必要 （アンケート）まわりに認知症の人がいた場合にできる事「会った時の挨拶」88.3%、「話し相手」68.8%「何か力になりたいがわからない」27.2%
第〇条	事業者の役割	事業者は、 <u>従業者が認知症に対して、正しい知識を持ち適切な対応が行えるよう、必要な研修の実施及び育成に努めるものとする。</u> 2 事業者は、認知症の人及びその家族が日常生活において、 <u>必要なサービスや支援を安心して受けることができるように環境の整備に努めるものとする。</u> 3 事業者は、認知症の人が、 <u>自らの意思でその能力を活用できるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。</u> 4 事業者は、市、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策等に協力するよう努めるものとする。	□従業者への教育、知識及び技術の維持向上 →就労先の他の従業者への教育や理解 →買い物等で利用する商店やスーパーの店員への教育や対応力の習得 □認知症の人や家族に配慮したサービスの提供 □認知症の人が就労（継続）できる環境づくり □認知症の人の家族が安心して就労できる環境づくり □本人や家族の不安等に気づいたときは相談支援につなぐなど	（1回ワ）デイサービスを利用したが、利用中テンションが高いので精神科で薬をもらうように言われた。今まで歩いていたが歩けなくなった。 （1回ワ）施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に行き来できることが理想 （1回ワ）作業所の職員が（若年性認知症）の対応に慣れていない。認知症の人ということで一律にサポートするのではなく出来る事とできないことを見極めてほしい
第〇条	関係機関の役割	関係機関は、認知症に関する専門的な知識と高い対応力を有する人材の <u>育成に努めるものとする。</u> 2 関係機関相互に連携し、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。 3 関係機関は、市民、事業者及び市が実施する認知症に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。	□「関係機関」の定義との整合性 ◎対象が大きくなると役割の位置づけが明確にできない	（1回ワ）紫水晶が届いてウン百万円請求された （1回ワ）市内のB型作業所を回り、若年性認知症に対応できる事業所を探した
第〇条	認知症に関する理解促進・人材育成	市は、年齢や職域に関わらず幅広く認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進及び人材育成に努めるとともに、必要に応じて、教育機関や職能団体などと協力して取り組むものとする。 2 市は、幅広い世代の市民及び事業者に対して、認知症サポーターの養成の推進及び周知を実施する。 3 認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な施策を実施及び環境整備に努めるものとする。	□正しい知識の普及に関する施策（大府市） □市民の理解の促進（名古屋市）（世田谷区） □人材育成と正しい知識の普及（浜田市）（設楽町） □見出しを「認知症サポーター」にしてもよい？	（1回ワ）自然の中で安全に過ごせる場所が必要。 （1回ワ）施設や事業者と地域住民の垣根をなくして自由に行き来できることが理想 （1回ワ）認知症でない方への啓発が大切。 （アンケート）認知症のイメージ「ネガティブ」89.6%

富田林市認知症条例（仮称） 検討シート

条項	見出し	内容	◎ 内容の説明 備考 □ 重点事項、確認事項	
第〇条	認知症の予防等	市は、日頃から生活の中で認知症の予防に取り組むことが出来るよう、関係機関と連携しながら認知症予防の普及やその他必要な施策及び地域での認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを実施するものとする。 2 市は、認知症の早期発見及びその後の適切な支援の実施に向けて、相談及び連携の体制づくりに努めるものとする。 3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。	<input type="checkbox"/> 認知症の予防に関する施策（大府市）（設楽町） <input type="checkbox"/> 認知症予防施策（浜田市） <input type="checkbox"/> 認知症への備え等の促進（世田谷区） <input type="checkbox"/> 認知症予防等の促進（東浦町）	(1回ワ) 認知症は早期発見・早期治療が大切